

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 8 年 2 月 10 日

収支等命令者

佐賀県環境センター所長 江口充宏

1 競争入札に付する事項

(1) 調達名称及び数量

緊急時モニタリング要員用モバイル端末：10 台

詳細は別添仕様書のとおり

(2) 納入場所 佐賀県環境センター（佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 119-1）

(3) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日（火）

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加すること

のできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129

号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該

当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法

律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと。

(4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形

又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置

を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停

止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 入札仕様書で定める要求事項を満たす機器を納入できること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、アの場所に直接持参して提出すること。

ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumu.jimu@pref.saga.lg.jp

イ 申請書様式の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）

- (2) (1)については、令和8年2月18日（水）までに申請書を提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。

4 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び仕様書に示す要件をすべて満たすことが確認できる書類（カタログ等）を、令和8年2月18日（水）までに、5の(1)の部局へ持参し、又は郵送すること。提出された書類を審査の上、入札に参加する資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、審査の結果は、令和8年2月19日（木）までに文書で通知する。

- (2) 提出した関係書類について説明を求められた場合は、これに応じること。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

5 入札手続き等に関する事項

- (1) 担当部局

佐賀県環境センター環境理学課

郵便番号 849-0932

佐賀市鍋島町大字八戸溝 119 番地 1

電話番号 0952-30-1616

電子メールアドレス kankyouSENTA@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札仕様書の交付方法

令和8年2月10日（火）から2月18日（水）まで、佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日を除く。)。

(3) 入札書の提出場所等

(1)の部局に入札者が直接持参すること。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。また、「令和7年度 入札書在中」と朱書きすること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年2月20日（金）午前11時

イ 場所 佐賀県環境センター 会議室1

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(6) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に100分の110を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記する

こと。

(8) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げる者のほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(12) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の規定により納付する

こと。ただし、同規則第 103 条第 3 項第 2 号及び第 115 条第 3 項第 3 号に該当するときは免除する。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。
- (6) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (7) 詳細は、入札仕様書による。
- (8) 公告の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時までに 5 の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。
質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。
なお、回答日時以降に入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールで回答を送付する。
- (9) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。